

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

許認可等の内容		渡良瀬遊水地ハートランド城研修室の使用承認
根拠法令等及び条項		栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定だが、平日の職員の勤務時間内に申請した場合は、概ね1日
審査 基準	根拠条項	栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例第7条 栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例施行規則第2条・第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例抜粋 (利用の承認)</p> <p>第7条 ハートランド城を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、ハートランド城の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例施行規則抜粋 (利用承認の申請)</p> <p>第2条 条例第7条の規定により栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城（以下「ハートランド城」という。）の利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の7日前までに栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城利用承認申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第3条 市長は、ハートランド城の利用を承認するときは、栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城利用承認書（別記様式第2号。以下「利用承認書」という。）を申請者に交付するものとする。</p>	